

1 日 時

平成17年5月26日(木)午後2時から午後4時30分まで

2 場 所

甲府家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

飯村委員, 池永委員, 大島委員, 岡村委員, 川手委員, 倉地委員, 杉原委員, 寺井委員, 中込委員, 長澤委員, 宮沢委員, 横山委員

(事務局)

谷口事務局長, 小太刀事務局次長, 鈴木総務課長(進行役), 林首席調査官, 大矢次席調査官, 君和田訟廷管理官, 高橋総務課課長補佐(書記), 小澤庶務係長

4 議事等

(1) 新委員の自己紹介

(2) 委員長の選出

(川手委員)

実情に詳しい所長が委員長になることの有用性は理解できるが, 一般市民の声を運営に反映させるといふ家裁委員会の趣旨からすれば, 諮問される側が諮問する側の委員長になるのはおかしいということ, 認識しておいていただきたい。

(進行役)

他の委員に異論がないようなので, 所長を委員長とすることで進めたい。

(他の委員から「異議なし」の声あり)

(3) 委員会テーマについての情報提供と意見交換

ア 家裁フロアの説明(進行役)

イ 家裁書記官室内の配置及び窓口での対応状況の説明(今村家事訟廷係長)

ウ 人事訴訟手続の流れと法廷内の配置の説明(君和田管理官)

エ 模擬裁判の傍聴

オ 模擬裁判を傍聴しての感想や意見等

主なものは別紙のとおり

5 次回委員会のテーマについて

「家庭裁判所の業務一般について」をテーマとして取り上げ, 裁判所からの説明を中心とした意見交換等を行う予定とした。

6 次回委員会期日

次回(第5回)期日を平成17年11月24日(木)午後2時からとした。

(別紙)

・人事訴訟全般について

平成16年4月に, 人事訴訟が地方裁判所から家庭裁判所に移管されたが, この1年間を見ると, 事件数の増減に影響は出ていない。

人事訴訟で, 通常の民事訴訟と同じ大きい法廷を使うと, 当事者も本音を話しにくいのではないか。

・本人訴訟(弁護士が代理人としてついていない訴訟)の特徴

本人訴訟では, 当事者の中には, 緊張して話ができない人よりも, むしろ, よく話す人の方が多い。

本人訴訟では, 裁判を進める上で, なるべく難しい法律用語は使わないように工夫をしている。

・人事訴訟への弁護士の関与について

一般の人は, 面識のある弁護士がいたりしない限り, 弁護士を頼みにくいのではないか。

裁判所が, 当事者に代理人弁護士をつけるようにと, 強制することはない。弁護士を利用するかどうかは, 当事者が自己責任で決めることである。

当事者が迷っていたら, 弁護士に相談してみるようにとすることはある。

訴訟の運営上必要なら, 裁判所が当事者に代理人弁護士を選任するよう

に勧めてもいいのではないか。

弁護士側に、弁護士を利用しやすくする工夫があっても良いのではないか。

弁護士としても、離婚請求が成り立たないとわかっているような事案では、話し合いで解決できる調停までなら引き受けるが、離婚訴訟は引き受けにくい。

法律扶助制度を利用すれば、弁護士費用が低減する場合もある。

・人事訴訟への家裁調査官・参与員の関与について

離婚訴訟において、家庭裁判所調査官が関与しているのは、子供の親権・監護権に関する事項である。子供のことで原告・被告が水掛け論になっているときに、専門的な立場から調査して、それを訴訟に反映させている。

参与員が関与した例として、証人尋問等に立ち会ってもらい、慰謝料の相当額について助言をもらった例がある。